

令和3年 第4回

教育委員会定例会会議録

令和3年4月14日

中央区教育委員会

令和3年第4回教育委員会定例会会議録

開会日時 令和3年4月14日(水) 午後2時00分
場 所 中央区立教育センター 4階 第3・第4研修室
出席委員 中央区教育委員会教育長 平林治樹
委 員 窪木登志子
委 員 本宮典幸
委 員 伊東佳子
委 員 渥美哲夫

説明のために出席した事務局職員

次 長 生島憲
庶務課長 俣野修一
学務課長 植木清美
学校施設課長 岡地貴志
指導室長 中山晴義
教育支援担当課長 熊木崇
統括指導主事 清水浩和
統括指導主事 林修也
図書文化財課長 志賀谷優

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 岩田純治
スポーツ課長 井山みさと

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 一瀬知之
教育行政推進係員 宮崎真里

開 議 午後2時00分平林教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教育長 平林治樹
委 員 窪木登志子

- 日程第1 議案第18号
中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第2 議案第19号
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第3 議案第20号
中央区教育委員会事務局幹部職員の人事について
- 日程第4 報告事項
各課事業報告について
- 追加日程第1 議案第21号
令和3年度中央区一般会計4月補正教育予算案に対する意見の申出について

教育長 　　ただいまから、令和3年第4回教育委員会定例会を開会いたします。
はじめに、本日の会議録の署名委員を指名します。本日は、窪木委員をお願いいたします。

　　続きまして、私からご報告を申し上げます。

　　3月31日開会の第3回教育委員会定例会におきまして議案第16号「中央区教育委員会事務局幹部職員の人事について」が可決され、4月1日付けで辞令の交付を行いました。

　　それでは、新たに就任しました幹部職員から、一言、挨拶をお願いします。

（新任幹部職員、自席にて挨拶）

教育長 　　それでは、本日の日程に入ります。

　　日程第1、議案第18号を議題といたします。議案第18号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教育長 　　次長から提案説明をお願いします。

次長 　　議案第18号「中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教育長 　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いします。

（「なし」の声あり）

教育長 　　よろしいですか。ご質問等がないようですので、議案第18号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

　　次に、日程第2、議案第19号を議題といたします。

　　議案第19号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教育長 　　次長から提案説明をお願いします。

次長 　　議案第19号「中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教育長 　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いします。

（「なし」の声あり）

教育長 　　よろしいですか。ご質問がないようですので、議案第19号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第20号を議題といたします。

議案第20号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第20号「中央区教育委員会事務局幹部職員の人事」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問がないようですので、議案第20号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで、追加議案を提出したいと思います。件名は「令和3年度中央区一般会計4月補正教育予算案に対する意見の申出について」でございます。本件は、昨日、区長から教育委員会の意見を求められたものでございます。

以上1件を追加議案として提出したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。それでは、ただいまより追加議案を席上に送付いたします。

(書記、追加議案を送付)

教育長 ただいま席上に送付いたしました議案につきましては、追加日程第1、議案第21号として本日の日程に追加してご審議いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。

追加日程第1、議案第21号「令和3年度中央区一般会計4月補正教育予算案に対する意見の申出について」は、公表前の予算案に関する審議でありますため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定に基づき、会議は非公開としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、会議は非公開とすることに決定いたしました。傍聴の方は一旦退室をお願いします。

(傍聴人退室)

(午後 2 時 0 6 分 非公開委員会開会)

----- 非公開委員会 -----

(午後 2 時 1 2 分 非公開教育委員会閉会)

(傍聴人入室)

(午後 2 時 1 3 分 定例会再開)

教 育 長 それでは次に、日程第 4、報告事項のうち (1) から (3) について、報告をお願いします。

庶務課長 「令和 2 年度教育委員会表彰の実施結果」について、資料 1 により報告。

 「訓令の改正」について、資料 2 により報告。

 「教育委員会への請願」について、資料 3 により報告。

教 育 長 ただいまの報告等について、ご質問等ございましたらお伺いします。

窪木委員 教育委員会に提出された請願についてですが、請願を出された方は、誤解を
していらっしゃるのではないかと思います。教育委員会の勉強会は、教育課題
や懸案事項などについて調査・研究する場であり、教育委員の識見を高める機
会として実施しています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づ
き行われる定例会や臨時会とは異なるものであるということを、請願を出さ
れた方に回答してはいかがかと思います。

 また、会議録についても、毎回、会議録署名委員が内容を確認したうえで署
名をしているものです。こちらについても誤解をされている部分があるよう
に感じます。

教 育 長 ほかにご意見等ございましたらお伺いします。

本宮委員 教育委員会の資料についても、区役所の 1 階にある情報公開コーナーで、会
議録とともに公開していることをお知らせした方がいいのではないでしょ
うか。

教 育 長 窪木委員、本宮委員から、請願を出された方に対して、回答をしてはどうか
というご意見がございましたが、伊東委員と渥美委員は、ご意見等いかがで
しょうか。

渥美委員 私も同じ意見です。回答することで、ご理解いただけることもあるかと思い

ます。

教育長 ありがとうございます。

伊東委員 私も同じ意見です。窪木委員、本宮委員のご発言の内容で回答を出したほうがよいかと思います。

教育長 分かりました。ありがとうございます。それでは、回答することにいたします。それでは、回答書案を作成して、次回の定例会で委員の皆さまにご確認いただいた上で、請願を随された方に回答したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等ないようですので、(4)(5)について、報告願ひます。

学務課長 「令和3年度在籍児童・生徒・園児数及び学級数」について、資料4により報告。

「令和3年度区立学校・幼稚園周年行事の実施予定日等」について、資料5により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺ひします。

伊東委員 小学校入学児童の就学事由についてお聞きします。兄弟関係を理由に指定校変更をして入学されるお子さんが増えているようなのですが、これは、上のお子さんが特認校を希望して通っているの、その弟さん、妹さんが、兄弟が通っている学校に指定校変更の手続きをして入学したということですか。

学務課長 伊東委員のご指摘のとおり、特認校では、兄弟関係を理由とした指定校変更が多くなっています。

伊東委員 上のお子さんが特認校に通っている場合には、指定校変更の手続きをすれば、下のお子さんも同じ学校に通えるということを保護者の方にお知らせしているのでしょうか。特認校を申し込む際に、上の子どもが特認校の抽選に当選したとしても、下の子どもが当選できないのではないかと考えて、申込を躊躇されてしまうということはありませんか。

学務課長 小学校入学のご案内の冊子で、特認校についても、指定校変更についてもご案内していますので、ご理解いただいていると思います。

伊東委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等ないようですので、(6)について、報告願ひます。

学校施設課長 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正等に伴う区立小学校への影響と対策」について、資料6により報告。

- 教育長 法改正に対応して迅速な対応が必要となるのは、久松小学校と月島第三小学校ですが、月島第三小学校は、法改正の影響のほかに、東京2020大会の延期により晴海西小学校（仮称）の開校が、令和5年度から令和6年度になったことによる影響もあり、その対応も必要となっています。
- 晴海西小学校（仮称）に通う予定の子どもたちの現在の学区は、月島第三小学校ですが、月島第三小学校の狭隘化を考えると、35人学級を完全に実施するために、スペースに余裕のある別の小学校に通っていただくというのが、案1です。
- 案2は、令和5年度まで期間、月島第三小学校は、35人学級化は完了しないのですが、法の経過措置の規定により、現行と同じ40人で学級編成をして、本来の学区である月島第三小学校に通っていただくという案です。
- そのほか、内部改修等の対応を想定している小学校が7校ございます。若干、補足をさせていただきました。
- それでは、ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いします。
- 渥美委員 月島第三小学校の対応についてお聞きします。案1ですと、晴海西小学校（仮称）の学区の1年生に佃島小学校に通ってもらうということですが、大分距離がありますので、スクールバスの運用などは検討されていますか。
- 学務課長 渥美委員のご指摘のとおり、距離がありますので、案1となった場合には、スクールバスなど通学手段の検討も必要になると考えています。
- 渥美委員 ありがとうございます。
- 教育長 案1については、35人学級化はできるけれども、晴海西小学校（仮称）に入学するはずだった1年生が、一番近い月島第三小学校ではなく、佃島小学校に1年間通って、2年生に進級する時に晴海西小学校（仮称）に転校するということになります。
- 案2は、近くの小学校に通っていただくことができるのですが、月島第三小学校の35人学級化は令和6年度からという案です。1年で転校というのは、どちらの場合でも同じですが、案1で離れた小学校に通わなければいけないということになれば、通学方法について対応が必要となると考えています。
- 渥美委員 佃島小学校は大規模改修が行われ、普通教室を増やしていると思いますが、晴海西小学校（仮称）に入学する予定だった児童を受け入れる余裕はあるのでしょうか。
- 学校施設課長 令和5年度における佃島小学校の余裕教室を4教室と見込んでいます。晴海西小学校（仮称）の学区である晴海三・四・五丁目の小学1年生は83人、2クラスか3クラスと見込んでいますので、推計ではございますが、対応は可能だと考えております。
- 窪木委員 今後も推移を見ながら、検討を進めていただきたいと思います。よろしくお

願います。

教育長 35人学級化を行い、厳密に法を守る「案1」と法の経過措置の期間で従来通りの学級の人数で対応する「案2」ということになりますが、これから、地域の皆さまに丁寧な説明を行いながら、子どもたちにとって何がベストなのかということを考えて決定していきたいと考えています。

伊東委員 今、城東小学校は改築中で、阪本小学校の校舎で授業を行っていますが、改築が終われば、城東小学校が使用している教室が空くと思います。晴海西小学校(仮称)の学区の児童で希望する方を阪本小学校で受け入れるというのはいかがでしょうか。

教育長 月島第三小学校の狭隘化を緩和するという意味で、月島第三小学校に入学予定の児童は特認校に優先的に入学できるという考え方もあると思います。しかし、晴海西小学校(仮称)が開校しても、特認校に入学したお子さんは転校しないということになり、誰も新しい小学校に行かないということになる可能性もあります。特認校への入学は希望によってということになるので、先を見通すのが難しいと考えています。そういった意味で、案1・案2には、その地域にお住まいの方が入学する学校をどこにするのかという指定校の考え方で検討していますが、特認校への入学というの、保護者の方にご検討いただくことになるかもしれません。ありがとうございます。

ほかにご質問はございますか。

本宮委員 久松小学校の狭隘化に対応するため、久松幼稚園を縮小し、その需要に対応するために常盤小学校内の幼稚園スペースを活用するということですが、幼稚園が遠くなることで、別の幼稚園への入園を希望する方もいらっしゃると思いますし、通園方法についても検討が必要ではないかと思います。

教育長 久松幼稚園と常盤小学校は、直線距離で約1.6kmあります。大人の足でも20分程度かかりますので、通園の手段としては、バスの運行が選択肢の一つになると思います。

久松幼稚園は、現在、全部で7クラスですが、常盤小学校内の幼稚園スペースは6クラス分です。今年の新入園児が55人、入園対象となる子どもの数は減っていない状況で、昨年の65人よりも減っているため、幼稚園入園を希望する方の割合が若干低くなってきている可能性もありますが、仮に今年度と同じ入園者を受け入れようとする、1クラス25名、1学年50名定員だと、5名入れないということになります。日本橋幼稚園や有馬幼稚園の方が近いのでそちらを希望するというケースも出てくると思いますので、日本橋地域の幼稚園の中で、ある程度融通をきかせて、幼稚園を希望する方は皆さん幼稚園に入れるようにしたいと考えています。また、どの幼稚園に通っても、久松小学校の学区にお住まいのお子さんは、久松小学校に入学できるようにし

たいと考えて検討しております。

本宮委員 園児の場合は、保護者の送り迎えが必要になりますから、希望があれば柔軟に対応して、小学校は久松小学校に通えるようにしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。
ほかにご質問等ございますか。

伊東委員 少し前までは、日本橋地域の人口がこれほど増えるとはあまり思っていなかったけれど、開発などで、住宅ができて、人が増えているという状況にあります。今のところ、京橋地域には35人学級になっても大きな影響はないようですが、今後の住宅開発によっては、京橋地域でも対応を検討する状況になるかもしれません。その場合に、整備などの対応は行えるのでしょうか。

教育長 日本橋地域は、50戸以上のマンションの建設はなく、それほど大きくない区画がマンションになるということが積み重なって、人口が増え、子どもの数も増えているというのが現状です。

昨年からコロナ禍で、中央区への転入は減っているのですが、自然増により人口は増加しています。新型コロナウイルス感染症が収束した後に、どうなるかという問題もあるのですが、人口推計を見てシミュレーションを行ってまいりますので、今後もその状況により対応を検討して行きます。

特認校に指定できる学校も限られてきていて、京橋地域では、令和2年度の新入生から京橋築地小学校を特認校に指定しましたが、京橋地域も余裕がある状況にはないと思えます。

今後ということでは、晴海四丁目に小学校を建設する土地がありますので、月島地域にはある程度バッファが見込めるのではないかと考えています。中央区の人口もいつかはピークアウトして減少に転じる時期はくると思いますが、この先10年以上は人口が増加していくという人口推計ができています。考えている対応を行えば、大丈夫という見込みですが、今後、見直しが必要になる時期が来るかもしれません。

今回の法改正については、ご報告させていただいた学校で対応を行っていくということになります。

ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、(7)(8)について、報告をお願いします。

指導室長 「令和3年度小・中学校、幼稚園教育管理職配置一覧」について、資料7により報告。

「令和3年度中央区教育委員会研究奨励校(園)」について、資料8により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。
（「なし」の声あり）

教育長 よろしいですか。それでは続きまして、（９）（１０）について報告願います。

図書文化財課長 「令和３年度区立図書館図書特別整理の実施に伴う臨時休館及び図書等のリサイクルの実施」について、資料９により報告。

「令和３年度「子ども読書の日」記念事業の実施」について、資料１０により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

渥美委員 「子ども読書の日」記念事業についてお聞きします。昨年度、実施された事業に、この催しが見当たらなかったのですが、参加者数など実績を教えてください。また、以前、日本橋図書館で行われた記念事業に伺ったことがあるのですが、参加者が少なかったという印象なので、「区のおしらせ」や図書館ホームページ、学校・幼稚園へのポスター掲示などの従来の周知方法のほかに何か検討されていることなどがあつたら教えてください。

図書文化財課長 昨年は、緊急事態宣言の期間でしたので、感染拡大防止の観点から中止となりました。

周知方法については、渥美委員のご指摘のとおり、「区のおしらせ」や図書館ホームページ、学校・幼稚園へのポスター掲示などを行っているほか、図書館内の子ども向けのスペースでのポスター掲示を行っています。また、開催日についても、平日だけでなく日曜日の開催など皆さんに参加していただけるように工夫していますが、お寄せいただくご意見などを参考に、今後も工夫していきたいと考えております。

渥美委員 よろしくお願ひします。

教育長 ほかに、ご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教育長 よろしいですか。それでは続きまして、（１１）について報告をお願いします。

文化・生涯学習課長 「令和３年度文化・生涯学習課事業一覧」について、資料１１により説明。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

（「なし」の声あり）

教育長 よろしいですか。それでは続きまして、（１２）について報告をお願いします。

スポーツ課長 「令和３年度スポーツ事業一覧」について、資料１２により説明。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

（「なし」の声あり）

教育長
学務課長
指導室長
図書館財課長
教育長
窪木委員

よろしいですか。それでは、(13)について報告をお願いします。
「意見・要望」の1件目、2件目について、資料13により報告。
「意見・要望」の3件目、4件目について、資料13により報告。
「意見・要望」の5件目から8件目について、資料13により報告。
ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。
8件目のNO. 880について2点お聞きします。「図書館法などで館長や職員は公務員という法解釈があります」とご意見の内容に記載があるのですが、法律には明文としてはないと思うのですが、そのような規定があるのでしょうか、というのが1点目の質問です。

もう1点は、回答に「公務員でない職員が館を運営する場合に該当する」とありますが、これは、図書館法では、教育委員会が館長などを任命することになっていますが、指定管理者など公務員でない職員が館を運営する場合には、教育委員会が職員を任命しなくても、指定管理者が任命すればよいという趣旨でしょうか。

図書館財課長

窪木委員のご指摘のとおり、図書館法には、館長及び職員は公務員でなければならないという規定はありません。図書館法には「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。」という規定がありますが、これは、館長及び職員が公務員の場合で、館長や職員が公務員でない場合はこれに該当しないということになります。

窪木委員
教育長
伊東委員

分かりました。ありがとうございます。
ほかにご質問等ございますか。
5件目のNO. 844に、図書館の利用時間が2時間までに変更されてしまったので、勉強できるスペースを設けていただきたいというご意見がありました。学習スペースなどはどのくらい利用されている状況ですか。

図書館財課長

図書館の読書スペースや学習コーナーは、感染拡大への配慮として2時間までの滞在をお願いするとともに、ソーシャルディスタンス確保のため、座席数も半分にしてはいますが、多少は余裕がある状況です。
また、一般の閲覧室にもスペースを設けていますので、そちらも利用していただいています。

伊東委員

在宅勤務の方など、特定の方が長時間にわたって席を独占してしまうなどの問題もあるかと思うのですが、自宅に勉強スペースがない学生さんもいらっしゃるの、2時間利用後に一旦図書館を出て、戻ってきたときに、席に余裕があれば再度の利用が可能となるような運用をお願いできればと思います。

図書館財課長

中学生、高校生の方が、学習コーナーを利用している状況は私も見ておりまして、春休みの期間中は結構多いという印象でした。伊東委員のご指

摘のように、同じ方が長時間席を独占して利用してしまうという問題もありますので、今後も状況を見ていきたいと思えます。

伊東委員 分かりました。

教育長 ほかにご質問はございますか。

渥美委員 図書館の学習コーナーなどは2時間の予約制で、2時間以上使いたい場合は、2時間経ったら、一旦、席を立て、再度利用するという事になっていと思います。1人が長時間利用するというのは、公平性に欠けるような気がしますので、特定の方が長時間占有する事がないように運用をお願いします。

教育長 ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、これで、本日予定していた日程は終了いたしました。委員の皆さまからご意見等がございましたら伺いたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、これで本日の委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午後3時09分 教育長 閉会宣言

署名委員